

第5次計画からの新たな取り組み

1. 全ての人を対象とした相談体制の充実

地域のさまざまな相談をワンストップで受けとめ、困りごとを抱える、あらゆる対象者に多機関と協働して対応します。また、ふくしなんでも相談所の周知を行います。

3. 成年後見制度の充実

認知症などで判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や身上監護、意思決定を支援するために、成年後見制度の利用を促進し、関係機関が連携協力して支援体制を構築します。

2. 地域の居場所づくりの推進

悩みを抱える人や支援が必要な人が、地域の人たちや同じ立場の人たちとつながるための居場所づくりを支援します。

4. 再犯防止施策の推進

関係機関が協力連携して罪を犯した人の社会復帰を支援し、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

計画の推進

◆地域共生社会の実現に向けて

本計画の基本理念及び基本目標を実現し、誰もが役割を持ち、地域福祉活動への参加を通して、その人らしく尊厳ある人生をおくることができる地域共生社会の実現をめざして、市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、関係団体や市民の皆様と共に、共創・協働の手法により取り組みを推進していきます。

◆推進体制

本計画は、毎年計画の進捗管理・評価を実施し、松江市社会福祉審議会等において、施策の実施状況等の検証を行い計画の推進を図ります。



第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

松江市

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

TEL (0852) 55-5302 FAX (0852) 55-5396

松江市社会福祉協議会

〒690-0852 島根県松江市千鳥町 70 番地

TEL (0852) 21-5773 FAX (0852) 21-5377

第5次松江市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

みんなでやらこい 福祉でまちづくり
～「住みやすさ日本一」をめざして～

計画期間 令和2年度～令和6年度

【概要版】



地域福祉計画・地域福祉活動計画について

近年、少子高齢化や核家族の増加が進む中、地域福祉課題は多様化・複雑化し、悩みを抱える人や支援が必要な人が社会から孤立するなどの課題が指摘されています。

このような課題に総合的に取り組むため、人づくり・地域づくりや、高齢者・障がい者・児童・健康などの様々な分野が連携し、共通して取り組むべき事項について、掲載しています。

また、本市では、市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定することにより、地域福祉のより一層の推進をめざします。

松江市・松江市社会福祉協議会

第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

《基本理念》

みんなでやらこい 福祉でまちづくり ～「住みやすさ日本一」をめざして～

基本目標1 人づくり・地域づくりを推進する

地域福祉を推進していくためには、人づくりを行っていく事が重要になってきます。そのために、福祉教育等を充実させる取り組みを行うと共に、地域リーダーの育成や、ボランティアへの参加をうながすことにより、人づくりを進めていきます。また、地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化を図り、地域の居場所づくりや要配慮者の支援の仕組みづくりなども進めていきます。さらに、社会福祉法人、企業やNPO等との共創・協働により、住みやすい地域づくりをともに進めていきます。

具体的な方策

1. 福祉教育・学習の推進
2. ボランティアの育成・参加促進・コーディネート強化
3. 自治会活動の活性化
4. 公民館・地区社協等を拠点とした地域福祉活動の推進・活動拠点の確保
5. 地域の居場所づくり
6. 地域リーダーの育成
7. 企業・社会福祉法人の社会貢献の促進
8. NPO・JA・生協等諸団体との共創・協働
9. 寄附文化の醸成
10. 要配慮者支援の推進



基本目標2 包括的な支援体制をつくる

地域共生社会の実現をめざし、全ての世代・全ての人を対象に「全世代・全対象型地域包括支援」や「総合相談」の構築に向けた関係機関の連携強化を図ります。また、高齢者人口の急激な増加に伴い、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを一体的に提供・支援を行える既存の地域包括ケアシステムをより深化させる取り組みを行います。

具体的な方策

- 1.1. 全世代・全対象型地域包括支援や総合相談の構築に向けた関係機関の連携強化
- 1.2. 地域包括支援センター機能の充実
- 1.3. 制度の狭間にある生活課題への対応



基本目標3 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う

虐待やDVなどの生活課題や福祉ニーズに対応するため、権利擁護の取り組みの充実に努めるとともに、関係団体と連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できる環境整備を行います。また、福祉サービス提供に関連して効果的な情報提供を行うとともに、情報の共有化を図ります。

具体的な方策

- 1.4. 権利擁護の取り組みの充実
- 1.5. 成年後見制度の充実
- 1.6. 効果的な情報提供・情報共有化の推進



基本目標4 生活課題の解決に向けた取り組みを推進する

子ども・障がいのある人・高齢者に関わる課題解決に向けた取り組みに加え、関係機関が協力して、生活困窮者への生活支援、再犯防止施策、自死対策などの取り組みを推進します。

具体的な方策

- 1.7. 子育て・子育て支援の充実
- 1.8. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 1.9. 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策
- 2.0. 生活困窮者への生活支援の充実
- 2.1. 再犯防止施策の推進
- 2.2. 自死に追い込まれることのない社会の実現



基本目標5 安心して住み続けられるまちづくりをめざす

誰もが安全安心に暮らし続けることができるまちづくりをめざし、生活の基本となる住環境整備や移動手段の確保に努めます。また、地域の中で防災・防犯体制を構築するため、災害時だけでなく平常時から地域の要配慮者への見守り活動等を推進する取り組みを行います。

具体的な方策

- 2.3. 住宅・生活環境の整備
- 2.4. 移動手段の確保
- 2.5. 防災・防犯体制の充実

